

令和2年9月16日

門真市議会議長

今田 哲哉 様

総務建設常任委員会

委員長 大倉 基文

委員会審査報告書

本委員会に付託の下記諸議案については、審査の結果、いずれも原案のとおり可決及び承認すべきものと決したので、会議規則第74条の規定により報告します。

なお、審査の経過については、別紙付託議案審査概要記録のとおりです。

記

- 1 承認第14号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度門真市一般会計補正予算（第7号）について）中、所管事項
- 2 承認第15号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度門真市一般会計補正予算（第8号）について）中、所管事項
- 3 議案第62号 訴訟上の和解について
- 4 議案第63号 市長等の退職手当の支給額の特例に関する条例の制定について
- 5 議案第65号 門真市有功者条例の一部改正について
- 6 議案第67号 門真市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 7 議案第68号 門真市税条例の一部改正について
- 8 議案第72号 令和2年度門真市一般会計補正予算（第9号）中、所管事項

審査日：令和2年9月8日（火）

○承認第14号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度門真市一般会計補正予算（第7号）について）中、所管事項

（議案の内容）

地方自治法第179条第1項の規定により特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1489万7000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ762億6686万7000円とする。

（主な質疑と答弁）

【歳出：防災対策事業（新型コロナ対策） 2185万2000円】

問	新型コロナ対策のため、避難所に拡充した物資とは。
答	健康状態を把握するための非接触型体温計、高齢者等のための段ボールベッド及び密状態を解消するための段ボールパーティションのほか、使い捨て手袋等の衛生物資等である。
問	具体的数は。
答	非接触型体温計を46個、段ボールベッドを230セットである。
問	門真市避難所運営の支援マニュアル新型コロナウイルス感染症対応編の概要は。
答	避難所において受付時の検温等による健康状態のチェック、健康状態別の専用スペース及び動線の確保等、避難所における感染症対策を取りまとめている。

（討論） なし

（結果） 全員異議なく承認

○議案第62号 訴訟上の和解について

（議案の内容）

大阪高等裁判所平成31年（ネ）第578号所有権確認等請求控訴事件及び令和元年（ネ）第1121号所有権確認等請求附帯控訴事件について、次のとおり訴訟上の和解をするにつき、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

（主な質疑と答弁）

問	訴訟の内容は。
答	平成26年7月7日に本町の土地所有者から、当時は、国の所有であった水路敷との境界を昭和46年に確定したが、その境界は誤りである。もしくは時効取得している。として大阪地方裁判所に提訴があった。 本市として、当該地等は本市所有であることから、相手方らが占有している部分の明け渡しを求めて、平成27年12月1日に反訴した。
問	平成31年1月28日の判決内容と市の対応は。
答	当該地等が国から本市に譲与されていないこと、相手方らの時効取得が認められたことな

どである。しかし、受け入れがたい内容であったため、平成31年2月12日に大阪高等裁判所に控訴した。

問 和解に至った経緯は。

答 令和元年7月30日の第2回口頭弁論において、裁判官から和解の勧めがあり、和解協議を進めて行く中で、当該地等が本市の所有地であることを確認すること、本市が必要な部分を残し、代金1800万円で譲渡すること、相手方らの建物収去後に速やかに道路等の整備工事を施工することなどが和解条項案に盛り込まれたためである。

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第67号 門真市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

(議案の内容)

新型コロナウイルス感染症対策業務に係る感染症対策等業務従事手当の特例措置を定める。

(主な質疑と答弁)

問 特例措置の内容は。

答 新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行うなどの業務は、1日につき4000円、それ以外の同感染症患者等の措置に係る業務は、1日につき3000円を支給するものであり、人事院規則でも同様に規定されている。なお、長時間の定義は、2時間以上を想定している。

問 支給対象業務について、市の見解は。

答 同規則では、新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者が宿泊する施設等で、対象者に接して行う業務や、対象者が使用した物件の処理等の業務に従事した場合が該当するため、同様の事案が発生した場合に適用しようと考えている。

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第68号 門真市税条例等の一部改正について

(議案の内容)

地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、新型コロナウイルス感染症等に係る個人市民税の寄附金税額控除及び住宅借入金等特別税額控除の特例措置並びに固定資産税の課税標準の特例割合を定めるとともに、所要の規定整備を行う。

(主な質疑と答弁)

問 個人市民税の寄附金税額控除の特例措置とは。

答 政府の自粛要請を受けて中止、延期または規模の縮小をした文化芸術・スポーツイベントで、市長が指定するものについて、チケットの払い戻しを受けないことを選択した場合は、その金額分を寄附とみなし、寄附金税額控除の対象とするものである。

問 その手続とは。

答 参加者は同控除対象となるイベントの主催者に払い戻しを受けないことを連絡し、指定行事証明書と払戻請求権放棄証明書を入手した後、確定申告書等とともに税務署へ提出する。

問	住宅借入金等特別税額控除の特例措置とは。
答	特例の適用要件である2年12月31日までの入居期限におくれたとしても、一定の期限までに契約が行われた新築住宅等であり、3年12月31日までに入居しているなどの要件を満たす場合には、控除期間の終期を1年延長し、特例の対象とするものである。
問	固定資産税の課税標準の特例割合とは。
答	中小事業者等を支援する観点から、認定先端設備等導入計画に基づき導入された償却資産の特例対象の拡充と適用期限が延長される法改正があったため、本市においては同割合をゼロと定めるものである。

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第72号 令和2年度門真市一般会計補正予算(第9号)中、所管事項

(議案の内容)

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9億8497万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ775億719万9000円とする。

また、債務負担行為の補正についても定める。

(主な質疑と答弁)

【歳出：ICT推進事業(新型コロナ対策) 1億4399万6000円】

問	ICT推進事業の概要は。
答	3密対策を実施したより快適な執務空間の創造と新たな生活様式への対応を目的とし、本庁舎、上下水道事業庁舎及び南部市民センターなどにおいて、マイナンバー利用事務系を除く庁内ネットワークの全面無線化とともに、ウェブ会議に対応するため、主要な会議室等に大型モニター設備を計11台及び各所属にウェブ会議用ノートパソコンを計70台整備するものである。
問	具体の活用方法は。
答	リモートによる消費生活相談や、生活保護申請において来庁等が困難な者との面接相談のほか、遠隔手話通訳等を見込んでいる。また、各種審議会の開催についても検討している。
問	同事業により見込まれる効果は。
答	庁内ネットワークの全面無線化により、業務場所や職場レイアウトの柔軟な変更が可能となり、事務拠点の分散化等、職員同士の接触機会や集団感染リスクの低減等の新型コロナ対策を踏まえた行政サービスの維持が可能となる。 また、大型モニター設備・ウェブ会議用ノートパソコンによるリモート環境を全面的に整備することにより、接触機会を可能な限り低減しつつ、市民や事業者等の外部関係者との迅速な意思疎通が可能となる。
問	セキュリティ面で問題はないのか。
答	専用の電子証明書がインストールされている端末に限り庁内ネットワークへの接続を許可することを初め、端末と無線アクセスポイント間の通信データについても強固な暗号化を講じることとしている。また、無線接続する端末には、既存の業務用端末と同様、内部データの暗号化やICカードなどによる二要素の認証等により万全のセキュリティ対策を講じ

るので、全面無線化によるセキュリティ低下はないと考える。

【歳出：公園等環境美化推進事業（新型コロナ対策） 1036万4000円】

問 公園等環境美化推進事業の概要は。

答 新型コロナの影響を受け、離職を余儀なくされた人を雇用し、公園等の良好な環境を保持することを目的として、3年3月末までの間、市内の公園敷地内等を対象に雑草類の伐根及び側溝や集水ますに蓄積した汚泥清掃を行うものである。

問 具体の雇用方法は。

答 一般競争入札により選定された市内受託業者が、ハローワークなどにより、できる限り市内在住の失業者等を新規雇用する。

問 事業実施による効果は。

答 雇用した失業者等が収入を得ることで生活の安定につながることを期待するものである。加えて、雑草類の伐根により来年度の雑草の繁茂を防ぐことで、市民要望の迅速な対応はもとより公園施設の修理や樹木の剪定作業がスムーズに進み公園美化がより一層保たれるものと考えている。

【歳入：新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金追加分 10億6211万5000円】

問 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付対象事業は。

答 国の第1次補正予算時と変更はなく、引き続き、新型コロナウイルス感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生に資する事業が対象となる。

問 同交付金交付限度額の算定根拠は。

答 国の第1次補正予算時と同様、同交付金制度要綱で定められた人口、財政力や新型コロナウイルス感染状況等を踏まえ、事業継続等への対応分と「新しい生活様式」等への対応分の二つの区分に対応した算式で算定した額を合計したものであり、本市の第2次交付金限度額は、10億6211万5000円である。

【歳出：会計年度任用職員追加分 1600万1000円】

問 会計年度任用職員に係る予算の増額理由は。

答 本市では、現業職員以外の一般行政職について、部や課の業務を遂行するために必要となる職員数を基本定数として定めており、その基本定数と実際の職員数に差が生じる場合や職員が育児休業等を取得する場合の代替職員として会計年度任用職員を任用することで対応している。

今回、当初想定の前算額を超える見込みとなったことから、補正予算の計上に至った。

問 現在の職員数の基本定数は。

答 2年4月24日時点で729人である。

問 基本定数と実際の職員数の差は。

答 2年4月1日時点でマイナス33人である。

問 職員の基本定数不足について、正規職員で解消する予定は。

答 基本定数と実際の職員数の差については、正規職員を任用することで段階的な解消を目指している。

本市では、採用時期を4月と10月の年2回に分けて実施するとともに、受験資格についても一部の職種で年齢制限を大きく緩和するなど、優秀な人材の確保に努めており、引き続き定数不足の解消を進めていく。

【歳出：パークイノベーション計画策定事業 155万5000円】

問 パークイノベーション計画策定事業の概要は。

答 計画策定期間を2年度から4年度までとし、市の管理する全ての公園の利用実態調査や配置状況等を踏まえ、課題整理を行い、市内を複数の地域に分割して、それぞれの地域で市民ワークショップを実施する。ワークショップなどにより市民からの意見を踏まえ、今ある公園にそれぞれ役割や機能を持たせ、個々の違いを明確化し、公園利用の活性化、計画的な施設改修、維持管理の効率化等を図るための計画を策定するものである。

問 同事業実施の経緯は。

答 本市は、狭小な公園が多く、同一の機能を持った公園が多数存在している。また、少子化や施設の老朽化等が原因で利用者がほとんど見られない公園もある。

これらの公園施設は更新の時期を迎えていることに加え、時代とともに変化する市民ニーズに対応した公園へ転換させる必要があることから、計画策定を検討してきたものである。

問 今後の実施スケジュールは。

答 2年度については、2月中の契約締結を目指し、主にプロポーザル方式による事業者選定手続を進めていく。その後、3年度から4年度までにかけて、各公園の利用実態調査やアンケート調査、各地域での市民ワークショップ、計画素案に対するパブリックコメントを経て計画を策定する予定である。

(その他の質疑項目)・市有財産の売却について

・テレワーク環境の構築について など

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

このほか、承認第15号中、所管事項、議案第63号及び第65号は、いずれも理事者の説明を了とし、全員異議なく承認及び原案のとおり可決すべきものと決した。

令和2年9月16日

門真市議会議長

今田 哲哉 様

民生水道常任委員会

委員長 松本 京子

委員会審査報告書

本委員会に付託の下記諸議案については、審査の結果、いずれも原案のとおり可決及び承認すべきものと決したので、会議規則第74条の規定により報告します。

なお、審査の経過については、別紙付託議案審査概要記録のとおりです。

記

- 1 承認第14号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度門真市一般会計補正予算（第7号）について）中、所管事項
- 2 承認第15号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度門真市一般会計補正予算（第8号）について）中、所管事項
- 3 議案第64号 門真市文化財保護条例の制定について
- 4 議案第72号 令和2年度門真市一般会計補正予算（第9号）中、所管事項
- 5 議案第73号 令和2年度門真市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 6 議案第74号 令和2年度門真市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 7 議案第75号 令和2年度門真市水道事業会計補正予算（第3号）

審査日：令和2年9月9日（水）

○承認第14号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度門真市一般会計補正予算（第7号）について）中、所管事項

（議案の内容）

地方自治法第179条第1項の規定により特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1489万7000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ762億6686万7000円とする。

（主な質疑と答弁）

【歳出：かどまでP a y P a y ! 20%還元事業（新型コロナ対策） 5380万2000円】

問	かどまでP a y P a y ! 20%還元事業の概要は。
答	キャッシュレス決済による新型コロナウイルス感染症拡大防止対策及び地域経済支援のため、9月1日から9月30日までの間、市内のP a y P a y加盟店においてP a y P a y決済を行うユーザーに対して、決済額の最大20%をポイント還元する事業である。 加盟店は市内に店舗を構える中小事業者や個人事業主で、1回の決済で最大1000ポイントまで、1アカウント当たり最大3000ポイントまで取得可能である。
問	事業者への周知方法は。
答	P a y P a y株式会社の担当者が市内各店舗に個別に電話連絡や訪問を行い、8月28日には事業説明会を開催するなど、登録促進に努めた。
問	消費者への周知方法は。
答	市役所市民課前等でのチラシの配架、FMハナコでの告知のほか、市内のソフトバンク及びワイモバイルの5店舗でP a y P a yアプリに関する相談対応の体制も整えている。 今後、不定期ながら市役所別館1階にブースを設置し、担当者による事業説明及びアプリダウンロードのサポートなど、きめ細やかな周知活動を行っていく。

【歳出：かどま商業店舗応援ステッカー交付事業（新型コロナ対策） 1931万4000円】

問	かどま商業店舗応援ステッカー交付事業の概要は。
答	新型コロナウイルスに対する基本的な感染防止策を実施しつつ、事業継続に取り組む市内の小売業、サービス業を営む中小事業者に対して、安心・安全、新しいサービスに取り組んでいることを示す、かどまトリプルAステッカーを交付し、安心して利用できる店舗であることを市民周知するとともに、10万円分の割引クーポンを提供することで新たな顧客獲得等、消費喚起及び消費の活性化を促すものである。
問	府の感染防止宣言ステッカーとの違いは。
答	府の感染防止宣言ステッカーは、事業者が業種別ガイドラインを遵守していることを府民に示すことを目的としており、事業者自身がガイドラインの遵守宣言等を行うことで取得で

きる仕組みである。

一方、かどまトリプルAステッカーは、業種別ガイドラインに則した基本的な感染防止策を実施している場合に取得することが可能であり、その取り組み内容について担当者が現地確認を行うことを条件としている。

問 本事業の申請状況は。

答 本事業は守口門真商工会議所に委託し、9月1日から募集店舗数の上限を100店舗とし、申請受け付けを開始したが、その日のうちに上限に近い申請があり、夕刻には市ホームページなどで受け付け件数が上限に達したことから加えて、申請取り下げなどの事由による追加受け付けの可能性についても周知した。

今後、速やかに申請内容の審査を行い、追加受け付けができる場合には早急に市ホームページなどを通じ、再募集に努めていく。

問 事業者ニーズに合った本事業は、対象店舗数をふやすなど事業拡大すべきでは。

答 今回の応募状況や寄せられた声、実施後の反響等も参考に事業者の需要等を把握し、見きわめていく。

(討論) なし

(結果) 全員異議なく承認

○承認第15号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度門真市一般会計補正予算（第8号）について）中、所管事項

（議案の内容）

地方自治法第179条第1項の規定により特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5535万3000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ765億2222万円とする。

（主な質疑と答弁）

【歳入：検体採取センター設置・運營業務委託金 1656万5000円

歳出：新型コロナウイルス感染症対策強化事業（新型コロナ対策） 1656万5000円】

問 新たに開設予定のPCR検体採取センターの事業概要は。

答 本事業は府より受託し、唾液によるPCR検体採取センターを設置運営するものである。開設時間は、平日の週3日2時間程度とし、新型コロナの感染状況等ニーズに合わせ調整を行う。対象者は、保健所が検査の必要があると判断した感染疑いのある者等で、1日8人から最大20人までを予定している。当該検査は、府の行政検査であることから、検査に対する個人負担はない。なお、事業の性質上、実施場所は非公開としている。

問 同センターを設置運営するに至った経緯は。

答 7月中旬に、府が同感染症の唾液によるPCR検査も実施することに方向転換したことにより、感染リスクの低い検体採取が可能となった。

それにより、これまでの検査体制整備に対するさまざまな要望や府の意向、感染者が激増する状況等を踏まえ、市民の利便性を勘案し、迅速な検査体制を補完することを第一義に、同センターの開設に至った。

問 同センターを開設するに当たって、守口保健所とどのような連携を図っているか。

答 本事業は、行政検査として実施することから、同保健所が対象者を選定するとともに、検体採取にかかわる技術的な助言等を行い、本市が運営している。
また、検査結果については、同保健所から本人へ通知されるとともに、療養上必要な事項等について指導、調整が行われることとなっており、本市と同保健所間で必要な情報共有を図りつつ実施している。

(討論) なし

(結果) 全員異議なく承認

○議案第64号 門真市文化財保護条例の制定について

(議案の内容)

文化財保護法第182条第2項の規定に基づき、同法又は大阪府文化財保護条例の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で市の区域内に存するもののうち、市にとって重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって市民の文化の向上に資するとともに郷土文化の発展に貢献する。

(主な質疑と答弁)

問 文化財保護条例制定の経緯は。

答 当該条例は、本市の歴史的な財産である文化財の保存と後世への継承のため、必要性はこれまでも認識しており、制定に向けて準備を進めてきた。
加えて、平成31年に文化財保護法が改正されたことを受け、2年3月に府において文化財保存活用大綱が策定され、文化財の保存と活用を図るための方向性等が示された。
本市では、旧第一中学校跡地において実施している大がかりな発掘調査による出土品や、過去の調査において出土した考古資料を含め、これまでに収集してきた各種資料及び市内に所在する文化財のうち、特に本市の歴史や文化を特徴づけるものを市指定文化財として指定することで、文化財の保存、活用をより一層推進できると考え、当該条例を制定することとした。

問 府内の文化財保護条例の制定状況は。

答 府内43市町村のうち、35市町において文化財保護条例を制定しており、本市を除いて1市5町1村が未制定である。

問 条例制定による効果は。

答 審議会の設置により、専門知識を有する学識経験者等の意見をもとに、本市の歴史や文化を物語る各種の文化財を、市指定文化財として指定することや地域文化財として登録することが可能となる。
その結果、市民にとって身近にある文化財に対する意識の向上が図られ、これまで以上に門真への愛着が深まるものと考えている。

問 市指定文化財と地域文化財の相違点は。

答 市指定文化財は、本市が今後定める選定基準に基づき、市から審議会に諮問した上で指定するものである。
地域文化財は、国・府・市からの指定を受けていない文化財のうち、地域に根差して継承

されてきたものを市民から募り、文化財保護審議会の意見をもとに登録するものである。
これにより、今まで市民に知られていなかった文化財を広く周知し、市民の文化財保護の意識の向上に寄与するものとする。

問 旧第一中学校跡地の発掘作業完了後にガイドブックを更新する考えは。

答 発掘作業完了後、3年度には出土した遺物を整理し、4年度に報告書を刊行する。その後に報告書の内容も踏まえたガイドブックの更新を予定している。

更新する際には、発掘成果の追記のみならず、ほかの文化財の調査や研究の成果を踏まえつつ、より魅力的なものとなるよう全面改訂についても検討していく。

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第72号 令和2年度門真市一般会計補正予算(第9号)中、所管事項

(議案の内容)

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9億8497万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ775億719万9000円とする。

また、債務負担行為の補正についても定める。

(主な質疑と答弁)

【歳出：電子書籍サービス導入事業(新型コロナ対策) 804万4000円】

問 電子書籍とは。

答 書籍や出版物の情報をデジタル化し、パソコンやスマートフォンなどの電子機器で閲覧することができるコンテンツの総称である。

インターネット経由で図書館から貸し出しを行い、市民が所有するパソコンやスマートフォンなどで閲覧することができる電子書籍を導入予定である。

問 どのような電子書籍を選書するのか。

答 子ども向けには、継続的な学びを支援する学習参考書等を中心に、大人向けには、語学や資格試験等の専門書等、幅広い分野の書籍を想定している。

また、音声読み上げ機能に対応している電子書籍もあることから、視覚障がい者向けのコンテンツやオーディオブックなども取りそろえる予定である。

問 導入スケジュールは。

答 インターネット経由で検索、貸し出し、返却、閲覧するためのシステム構築が必要であり、選書作業とあわせて約3カ月間要することから、3年1月頃の運用開始を予定している。

【歳出：新しい事業活動のためのIT導入促進事業(新型コロナ対策) 604万7000円】

問 新しい事業活動のためのIT導入促進事業の概要は。

答 国内外を問わず、今後の経済社会の変化に対応する市内事業者の経営基盤の強化を支援するため、個人事業主を含む小規模事業者を対象として、上限20万円でデジタル化に必要な不可欠なIT機器の導入費用の3分の2の額を補助するものである。

問 制度創設の経緯は。

答 今後、事業者はリモートワークやウェブ会議の実施等、ITを活用した新しい働き方への

対応や、自社のウェブサイトでの商談・取引等、販路拡大への取り組みなど、事業のデジタル化の推進を強めていく必要があり、その支援のため創設したものである。

問 今後の事業展開は。

答 本事業は、IT導入補助金事業や小規模事業者持続化補助金等、ソフトウェアの導入費用を補助する国の補助事業と連動させることで、ソフトからハードまでを一貫して補助できる仕組みとなっている。投資予算の限られる事業者の経営基盤向上を図るため、中小企業サポートセンターと連携し、IT関連の設備投資を検討している事業者に対し、これら補助制度を活用した設備投資のアドバイスやサポートを行っていく。

【歳出：市民文化会館運営事業（新型コロナ対策） 2675万5000円】

問 具体の支援内容は。

答 2年10月1日から3年3月31日までの期間、ルミエールホールの大ホールと小ホールの施設利用料の半額を補助するものである。

問 その手続方法は。

答 ルミエールホール窓口での申請となる。また申請時には、利用時における新型コロナ対策や、施設利用料に関する他の補助金の有無等を確認する。

問 見込まれる効果について、市の見解は。

答 利用者の経済的負担を軽減することにより、一つの公演を複数回に分けて開催することや小ホールから大ホールへの利用変更等、新型コロナ対策の強化が図られ、利用促進につながるものと考えている。

【歳出：成人祭事業（新型コロナ対策） 386万8000円】

問 コロナ禍での成人祭開催に当たり、市の見解は。

答 国・府よりイベント開催時に要請されている業種別ガイドラインの厳守や目安となる施設収容率内での開催方法を検討している。

問 具体的内容は。

答 時間短縮のための式典簡略化や、来場者を分散できるように2部制で開催するとともに、自宅からでも成人祭に参加できるようオンラインでの配信を想定している。

問 成人祭当日、会場等での新型コロナ対策とは。

答 ホワイエで行う受付の簡素化、非接触型体温計による検温、座席間隔の確保、1部と2部の間には座席等の消毒作業を行うことを想定している。

また、新成人が入館するまでの順路や、会場周辺での滞留による密集を回避するため、警備員を増員して誘導対応するとともに、新成人に対しても、新型コロナ対策の徹底について協力を求める。

【歳出：地域コミュニティ活動促進事業（新型コロナ対策） 260万5000円】

問 地域コミュニティ活動促進事業の概要は。

答 各自治会が各種活動を実施するに当たり、「新しい生活様式」に対応するために必要な経

費に対し、加入世帯に応じた額を上限に、2分の1の額を補助するものである。

自治会館への飛沫防止パネルやパーティションの設置、フェイスシールドやマスク、消毒液、非接触式体温計の購入等に活用されることを想定している。

【歳出：新型コロナ緊急正規雇用・就労促進事業（新型コロナ対策） 414万1000円】

問 新型コロナ緊急正規雇用・就労促進事業の概要は。

答 新型コロナウイルス感染症の影響による離職者等を雇用した中小事業者に対し、奨励金を交付するものである。

問 具体的内容は。

答 緊急事態宣言が発令された4月7日以降に会社都合により離職した者に対して、雇用期間を定めず、所定労働時間が週20時間以上で、勤務地が本市内、基準日に本市に在住するなどの一定の条件を満たす雇用契約を締結した中小事業者に対し、雇用者1人当たり20万円の奨励金を交付する。

なお、12月12日に守口市、守口門真商工会議所及びハローワーク門真と合同で開催予定の合同企業説明会・面接会を通じて雇用した場合には、2万円を上乗せする。

(その他の質疑項目)・戦没者追悼式場設置業務委託料の減額について など

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

このほか、議案第73号、第74号及び第75号は、いずれも理事者の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した。

令和2年9月16日

門真市議会議長

今田 哲哉 様

文教こども常任委員会

委員長 森 博孝

委員会審査報告書

本委員会に付託の下記諸議案については、審査の結果、いずれも原案のとおり可決及び承認すべきものと決したので、会議規則第74条の規定により報告します。

なお、審査の経過については、別紙付託議案審査概要記録のとおりです。

記

- 1 承認第14号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度門真市一般会計補正予算（第7号）について）中、所管事項
- 2 承認第15号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度門真市一般会計補正予算（第8号）について）中、所管事項
- 3 議案第61号 動産の取得について
- 4 議案第66号 門真市附属機関に関する条例の一部改正について
- 5 議案第69号 門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 6 議案第70号 門真市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 7 議案第71号 門真市立保育所条例の一部改正について
- 8 議案第72号 令和2年度門真市一般会計補正予算（第9号）中、所管事項

審査日：令和2年9月10日（木）

○承認第14号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度門真市一般会計補正予算（第7号）について）中、所管事項

（議案の内容）

地方自治法第179条第1項の規定により特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1489万7000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ762億6686万7000円とする。

（主な質疑と答弁）

【歳出：きめ細かな指導を実現する環境づくり事業（新型コロナ対策） 327万7000円】

問 教員の負担軽減を目的に学校サポートスタッフが3人の追加となったが、学力向上に向けて、教員の授業力向上や子どもと向き合うための時間の確保は重要であり、そのための人的・物的支援が今後も必要であると考えますが、市の考えは。

答 現在策定に向けて議論を進めている子どもたちの学力向上を目指したアクションプランにおいて、教員の時間の確保の観点からも検討を進めており、中学校における部活動指導員の配置や勤務時間外の電話対応のための自動音声ガイダンスの導入等、人的・物的支援について、引き続き検討していく。

（討論） なし

（結果） 全員異議なく承認

○承認第15号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度門真市一般会計補正予算（第8号）について）中、所管事項

（議案の内容）

地方自治法第179条第1項の規定により特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億5535万3000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ765億2222万円とする。

（主な質疑と答弁）

【歳入：小学校費 国庫支出金 1850万円
中学校費 国庫支出金 950万円
歳出：小学校費 学校予算配当事業（新型コロナ対策） 3700万2000円
中学校費 学校予算配当事業（新型コロナ対策） 1900万1000円】

問 小・中学校へのスポットクーラーの導入経緯は。

答 国における第2次補正予算の成立に伴い、学校保健特別対策事業補助金が創設され、新型コロナ対策や熱中症対策等で必要となる物品等の購入を行う小・中学校に対して児童・生徒の規模に応じた補助金が交付されることとなった。

この制度に基づき、各学校の実状を踏まえた上で、酷暑における熱中症に対する対策が必要と考え、体育館へ同クーラーを導入することとした。

問 同クーラー導入後の運用方法は。

答 体育の授業での使用はもとより、クラブ活動や学校行事での使用、加えて災害時には避難所での熱中症対策等としての使用も想定している。

(討論) なし

(結果) 全員異議なく承認

○議案第61号 動産の取得について

(議案の内容)

- 1 取得する動産 門真市小中学校学習者用端末
- 2 取得価額 3億3021万5655円
- 3 取得の相手方 大阪市中央区島町二丁目4番12号
ミカサ商事株式会社
代表取締役 中西 日出喜

(主な質疑と答弁)

問 学習者用端末の学校への配付時期は。

答 3年2月ごろを予定している。

問 同端末の納品や学校への配付時期が来年になる理由は。

答 同端末の納品時期は、契約等の手続、端末の確保の後、全ての端末に対してログイン情報等、初期設定に加え、新たに構築するインターネット接続等の設定作業、各種動作テストを行った上で納品配付となる。

同端末は、学校の無線LAN環境の構築とあわせて活用が可能となるものであり、同LAN整備は、夏季休業期間の短縮により、現在、土・日等の休日を活用しながら進めており、約7割の学校が完了したところである。

また、GIGAスクール構想の推進は全国一斉に進められており、整備に必要な機器等がそろうのが1月ごろになる予定である。

こうしたことから、端末の配付は、2月ごろになると想定している。

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第66号 門真市附属機関に関する条例の一部改正について

(議案の内容)

地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、本市が実施する子どもの未来応援プログラム事業に係る委託事業者を選定するために必要な事項についての調査審議に関する事務を担当する門真市子どもの未来応援プログラム事業委託事業者選定委員会を設置するとともに、附属機関の委員の報酬額を定める。

(主な質疑と答弁)

問 子どもの未来応援プログラム事業の概要は。

答	子どもLOBBYで実施する事業の一つであり、主な事業内容としては、大きく二つある。
問	一つ目の事業内容は。
答	子どもたちが将来自立して社会で活躍できる力を育むことを目的として、地域の大人との交流の場を提供する。挨拶やマナーといった社会性を習得させる取り組みや、学習習慣が身についていない子どもたちに対する支援等を行い、その中で気になる子どもを見つけた場合には、子どもの未来応援ネットワーク事業と連携することで、必要な支援につなげる。
問	二つ目の事業内容は。
答	子どもの非認知能力を向上させる子育て方法等の講座を開催する。特に効果が期待できる就学前児童・小学校低学年児童を持つ保護者や保育園、認定こども園及び放課後児童クラブ関係者等、子どもの育ちに深いかわりを持つ子育て支援関係者に受講してもらい、非認知能力を向上させることの大切さを認識した上で、子育てなどを実践してもらうことで、子どもの非認知能力を向上させることを目指している。
問	非認知能力とは。
答	忍耐力、社会性、感情コントロールといった個人的な性格的スキルのことで、多種多様な社会の中で生きていくために必要な数値化できない能力と言われている。 この能力が高い者は、初めは知識や経験不足によりできないことがあっても、周囲の意見を聞き入れて学ぶ意欲を持ち続け、次第にできるようになり、将来の所得やキャリアの成功にも影響するとされている。 特に幼少期にこの能力を高める教育を受けると成人後もその効果が続き、社会的な成功や健全な生活につながり、結果的には、貧しい家庭環境で育った子どもたちの貧困の連鎖を断ち切ることもできると考えられている。

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第71号 門真市立保育所条例の一部改正について

(議案の内容)

門真市立浜町保育園を廃園する等につき、所要の改正を行う。

(主な質疑と答弁)

問	今回の条例改正の概要は。
答	第1条の改正は、本年度中に本園舎を取り壊し撤去することから、浜町保育園の位置を本園舎から現在の仮設園舎に住所の変更を行うものである。 第2条の改正は、本市における今後の著しい就学前児童人口の減少やそれによる複数の保育所等の運営への影響を踏まえ、本年7月に策定した門真市立浜町保育園の廃園に向けた調整計画に基づき、実施予定の在園児が卒園するまでの保育環境の確保策の一つである、公共施設を一部改修し活用する施設での保育が終了する7年3月末日をもって廃園したいと考えていることから、7年4月1日で同保育園の項目を削除するものである。
問	同計画の内容は。
答	同保育園仮設園舎の利用期限後に在園児が保育を受けることのできる環境を確保するため、近隣の民間保育所、認定こども園等への転園もしくは、公共施設を一部改修し活用する

施設での保育を方策として進め、保護者には二つの方策のいずれかを選択してもらうことになることや、同保育園が7年3月末日をもって廃園とすること、また、移転及び廃園手続等のスケジュールについて記載している。

問 同計画配付時の保護者の反応。

答 8月6日に同保育園在園児全保護者に配付し、質問等については新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から電話での問い合わせを基本としたが、直接の説明や質疑応答を希望する保護者のために、8月21日、8月23日の2日間を保護者説明会として設定した。

その結果、電話問い合わせは0件であり、説明会参加者は、21日0人、23日1人であった。

同計画策定に至るまでも、在園児の自宅へ訪問するなど、さまざまな手法により市の考え方を説明したため、一定の理解があったと考えている。

問 ホームページでの市民の反応は。

答 市民からの意見や質問は現在のところない。

問 今後のスケジュールは。

答 9月の中旬から下旬にかけて、再度保護者説明会を開催し、詳細について説明した後、転園もしくは公共施設を一部改修した施設での保育を選択してもらう最終的な意向調査を実施する予定としている。

その後、転園を希望する者は、10月より優先的な利用調整の上、転園予定としている。

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

○議案第72号 令和2年度門真市一般会計補正予算(第9号)中、所管事項

(議案の内容)

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9億8497万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ775億719万9000円とする。

また、債務負担行為の補正についても定める。

(主な質疑と答弁)

【歳出：転園準備給付金 66万円】

問 転園準備給付金の内容は。

答 転園による経済的負担を軽減するため、対象となる在園児のうち、2年度現在1歳児から3歳児クラスまでの在園児に対し、本来必要となる予定ではなかった入園料、制服代等の初期費用等の補償として支給するものである。

【歳出：産後ママ育児パパ応援給付金給付事業(新型コロナ対策) 700万円】

問 産後ママ育児パパ応援給付金給付事業の内容は。

答 同事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により精神的及び経済的負担の大きい中で妊娠・出産を迎え、乳児を抱える子育て世帯を支援するため、2年5月1日から3年3月31日までの間に出生した乳児であって、2年9月30日又は申請日時点において、本市に住民票がある乳児に対し、一人1万円を給付するものである。

問 対象者が、2年5月1日から3年3月31日までの間に出生した乳児である理由と対象者数は。

答 さきに実施したおうち時間応援給付金は、対象者を2年4月30日時点で門真市に住民登録がある0歳から中学生までの児童等としたので、それ以後に出生した乳児に対し、給付金を給付するものであり、約700人と見込んでいる。

問 実施スケジュールや申請方法等は。

答 10月上旬にホームページなどで周知を行うとともに対象者へ通知する予定である。
9月30日時点で本市に住民登録があり、児童手当を受給している世帯は、申請の必要はなく、10月下旬頃より順次、児童手当の振り込み口座へ給付金を支給する予定である。
また、公務員及び10月1日以降に出生した乳児がいる世帯は、振り込み口座を把握する必要があるため、申請してもらい、11月中旬頃から順次給付する予定である。

【歳出：教育課程事業（新型コロナ対策） 1265万9000円】

問 現在小・中学校に導入している指導者用のデジタル教科書の活用によるメリットは。

答 学習内容に関連する事柄に対して、静止画や動画等で実際の映像を映し出すことができるため、子どもたちにとっては文字づらだけでなく、具体的に視覚や聴覚で捉えることができるという利点がある。
加えて、これまで教員が工夫して活用してきたさまざまなツールがデジタル教科書にまとめられているので、教材作成や授業準備にかかる時間の短縮も図れ、子どもたちと向き合う時間の創出にも資するものと考えている。

【歳出：公民連携子どもの居場所事業（子どもLOBBY） 506万2000円】

問 子どもLOBBYを設置しようとする経緯は。

答 エイチ・ツー・オーリテイリング株式会社よりイズミヤ門真店3階の空きスペースを無償で提供するので、そこで子どものための取り組みを実施できないかとの提案を受け、府及び同社の子会社である株式会社エイチ・ツー・オー商業開発も含めて協議を進めた結果、子どもLOBBYを設置したいとの考えに至った。

問 同LOBBYの開始時期や同所に設置するメリットは。

答 開始時期は、3年4月1日を予定している。
同所に株式会社海洋堂が開設予定の海洋堂ホビーランドと連携することで、さまざまなイベントの開催や同LOBBYの効率的な情報発信が実施できると期待している。
その連携の一例として、フィギュア製作、色塗り体験、職業体験等を想定しており、子どもたちの非認知能力の一つである創造性や忍耐力を伸ばすことにもつながると考えている。

問 ほかの企業との連携は。

答 株式会社IKEAから、同LOBBYの室内の配色や家具のレイアウトなどのデザイン及びそれらに使われる家具やインテリア雑貨を無償で提供してもらう方向で一定の了解を得ている。
また、ダイードリンク株式会社と、同LOBBYの室内において、紙芝居形式で行う自販機の歴史授業や、実際の自販機にドリンクを補充する体験等の自販機体験授業を無料で開催してもらえるよう、協議を進めている。

（その他の質疑項目）・学習者用端末がChromebookに決まった経緯について など

(討論) なし

(結果) 全員異議なく原案のとおり可決

このほか、議案第69号及び第70号は、いずれも理事者の説明を了とし、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決した。